

令和6年度 教育委員会 第23回定例会 議案

1 日 時 令和6年3月12日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

第40号議案	静岡県教育委員会公文書管理規程及び静岡県教育委員会 公印規程の制定	… 1
第41号議案	静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則の制定	… 57
第42号議案	静岡県教育職員免許状再授与審査会規則の制定	… 60

（2）報告事項

（3）閉 会

第 40 号議案

静岡県教育委員会公文書管理規程及び静岡県教育委員会公印規程

静岡県教育委員会公文書管理規程及び静岡県教育委員会公印規程を別添のとおり
制定する。

令和 7 年 3 月 12 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会訓令甲第〇号

本 庁
各教育事務所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月〇日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会公文書管理規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 文書の管理体制（第 3 条—第 10 条）
- 第 3 章 文書の収受等（第 11 条—第 21 条）
- 第 4 章 文書の作成（第 22 条—第 24 条）
- 第 5 章 文書の形式（第 25 条—第 32 条）
- 第 6 章 文書の起案及び決裁（第 33 条—第 45 条）
- 第 7 章 公文書としての取扱い（第 46 条—第 48 条）
- 第 8 章 文書の送達（第 49 条—第 51 条）
- 第 9 章 県公報の発行（第 52 条—第 56 条）
- 第 10 章 公文書の整理（第 57 条—第 60 条）
- 第 11 章 公文書の保存（第 61 条—第 65 条）
- 第 12 章 公文書ファイル管理簿（第 66 条・第 67 条）
- 第 13 章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第 68 条—第 72 条）
- 第 14 章 点検及び管理状況の報告等（第 73 条—第 75 条）
- 第 15 章 研修（第 76 条・第 77 条）
- 第 16 章 雑則（第 78 条・第 79 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、静岡県公文書等の管理に関する条例（令和 6 年静岡県条例第 13 号。第 26 条第 1 項第 1 号、第 41 条第 1 項第 1 号、第 52 条第 1 項第 1 号を除き、以下「条例」という。）第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、教育委員会が保有する公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (i) 本庁 静岡県教育委員会組織規則（平成 30 年静岡県教育委員会規則第 1 号。以下「組織規則」とい

う。)第4条第2項の本庁をいう。

- (2) 現地機関等 組織規則第2条第5号の県立学校及び第4条第2項の現地機関をいう。
- (3) 課 組織規則の規定により本庁に置かれた課をいう。
- (4) 課長 課の長をいう。
- (5) 文書 本庁又は現地機関等の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）であつて、職員が管理するものをいう。ただし、条例第2条第2項各号に掲げるものを除く。
- (6) 電子文書 文書のうち、電磁的記録であるものをいう。
- (7) 紙文書 文書のうち、電子文書以外のものをいう。
- (8) 個人管理文書 文書のうち、公文書以外のものをいう。
- (9) 文書管理データベース 「しずおかデジタル・オフィス」ネットワーク又は「教育総合ネットワークシステム」を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理を行うシステムで総務部法務文書課長（以下「法務文書課長」という。）又は教育総務課長が管理するものをいう。
- (10) 起案 事案の処理について教育委員会の意思を決定するための原案を作成することをいう。
- (11) 決裁 教育委員会の意思を決定する権限を有する者が、事案の処理について最終的にその意思を決定することをいう。
- (12) 供覧 文書を上司の閲覧に供することをいう。

第2章 文書の管理体制

（総括文書管理者）

第3条 総括文書管理者は、教育部長をもって充てる。

2 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 公文書の管理に関する文書管理者との調整及び必要な改善措置の実施
- (2) 公文書の管理に関する研修の実施
- (3) 組織の新設又は改廃に伴う公文書の管理上必要な措置の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の総括

（副総括文書管理者）

第4条 総括文書管理者を補佐させるため、副総括文書管理者を置く。

2 副総括文書管理者は、教育総務課長をもって充てる。

（文書管理者）

第5条 課及び現地機関等に文書管理者を置く。

2 文書管理者は、課長及び現地機関等の長をもって充てる。

3 文書管理者は、課又は現地機関等における次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 文書の収受及び発送に関すること。
- (2) 公文書の審査に関すること。

- (3) 文書の整理、保存、移管又は廃棄に関すること。
- (4) 公文書を分類する基準（以下「分類基準」という。）の設定及び公文書ファイル管理簿の作成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文書の取扱いに関すること。

（文書審査主任）

第6条 課及び現地機関等に文書審査主任を置く。

- 2 文書審査主任は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。
 - (1) 課長代理を置く本庁の課 課長代理
 - (2) 現地機関 副所長等（現地機関の副所長、次長、副館長及び所長補佐をいう。）
 - (3) 県立学校 副校長（副校長を置かない学校にあつては教頭）
 - (4) 前3号に掲げる者を置かない本庁の課及び現地機関 文書管理者が総括文書管理者と協議の上、指名する者
- 3 前項に規定するもののほか、文書管理者が必要であると認めるときは、別に定めるところにより、文書審査主任を置くことができる。
- 4 文書審査主任は、文書管理者の指示の下に、文書管理者の事務（前条第3項第2号に掲げる事務に限る。）を行うものとする。

（文書主任）

第7条 課及び現地機関等に文書主任を置く。

- 2 文書主任は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。
 - (1) 総務班長又は総務班長に相当する職を置く課 総務班長又は総務班長に相当する職にある者
 - (2) 前号に掲げる課以外の課 当該課の班長又は班長に相当する職にある者（班長又は班長に相当する職を複数置く課にあつては、文書管理者が指名する班長又は班長に相当する職にある者）
 - (3) 現地機関 課長（課を置かない現地機関の課に相当する組織にあつては、当該組織の長）
 - (4) 県立学校 事務長又は文書管理者が指名した者
- 3 前項の規定によりがたい場合は、総括文書管理者と協議の上、文書管理者が文書主任を指名する。
- 4 文書主任は、文書管理者の指示の下に、文書管理者の事務（第5条第3項第2号に掲げる事務を除く。）を行うものとする。

（総括文書主任）

第8条 現地機関等に総括文書主任を置く。

- 2 総括文書主任は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。
 - (1) 総務課長を置く現地機関等 総務課長
 - (2) 総務課長を置かない現地機関等 当該現地機関等の文書管理者が文書主任のうちから指名した者1人
- 3 総括文書主任は、現地機関等に置かれる文書管理者の事務について、当該現地機関等内における連絡調整及び取りまとめを行うものとする。

（ファイル責任者）

第9条 次項各号に掲げる組織に、ファイル責任者を置く。

- 2 ファイル責任者は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。ただし、当該各号に定める者が文書主任である場合は、これを除く。
- (1) 課の班（班に相当する組織を含む。） 当該班等に属する者
 - (2) 現地機関等の班（班に相当する組織を含む。） 当該班等に属する者
 - (3) 現地機関等の班及び班に相当する組織を置かない課 当該課の主幹（主幹を置かない組織にあつては主査）
 - (4) 現地機関等の課に相当する組織 当該組織に属する者
- 3 前項各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める者が2人以上あるときは、席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により決定する。
- 4 前2項の規定によりがたい場合は、総括文書管理者と協議の上、文書管理者がファイル責任者を指名する。
- 5 ファイル責任者は、文書管理者又は文書主任の指示の下に、第2項各号に掲げる組織における次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 到達した文書の受領及び配布並びに受信及び処理の指示に関すること。
 - (2) 文書の整理、保存、移管又は廃棄に関すること。
 - (3) 公文書ファイル管理簿の作成に関すること。

（職員の責務）

第10条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関係する法令等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、公文書等が県の諸活動や歴史的事実の記録であつて将来の世代に継承すべきものであることを自覚し、県民の知る権利を尊重して、適切に公文書を管理しなければならない。

第3章 文書の收受等

（取得した文書の処理）

第11条 職員は、取得した文書について、速やかに收受手続その他の必要な処理を行うものとする。

（紙文書の受領及び配布）

第12条 本庁に到着した紙文書（各課に直接到着したものを除く。以下同じ。）は、教育総務課で受領し、開封をせず、次の各号に掲げる紙文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより配布しなければならない。

- (1) 書留、配達証明、内容証明又は特別送達の取扱いによる紙文書 受信人、発信人等を様式第3号による書留郵便交付簿に記録した後、宛先の課の文書主任に交付すること。
 - (2) 前号に掲げる紙文書以外の紙文書 宛先の課の配布箱に入れること。ただし、次条第3項に規定する場合においては、前号の規定の例によること。
- 2 第19条第1項又は第20条ただし書の規定により教育総務課へ返付し、又は回付された紙文書は、教育総務課長が配布すべき課を判定した上で、前項及び次条の規定の例による。

（封かんされた紙文書の取扱い）

第13条 前条各項の場合において、紙文書が封かんされているときは、当該紙文書は、開封しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該紙文書が、開封しなければ宛先の課又は配布すべき課が判明しない紙文

書であるときは、開封して宛先の課又は配布すべき課を判定する。

- 3 前項の規定により開封した紙文書に、現金、金券又は有価証券が添付されている場合は、当該紙文書の余白又は封皮にその種類、金額等を記載しなければならない。

(主管課が不明な紙文書の取扱い)

第14条 本庁に到着した紙文書又は第12条第2項に規定する紙文書に係る事務の主管課が不明のときは、当該主管課は、教育総務課長が決定するものとする。

(郵便料金未納紙文書等の取扱い)

第15条 郵便料金が未納又は不足の紙文書が送達されたときは、付箋を付けて返送しなければならない。ただし、教育総務課長が必要と認めた紙文書については、その料金を支払って受領することができる。

(電子文書の受領)

第16条 電子情報処理組織を使用して各課の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備え付けられたファイルに記録された電子文書は、当該電子文書に係る事務を所掌する課で受領する。

(各課の処理)

第17条 各課の文書主任は、毎日(静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。)を除く。)、教育総務課で紙文書の配布を受けなければならない。

- 2 各課の文書主任は、前項の規定により配布を受けた紙文書又は前条の規定により受領をした電子文書を、親展文書にあっては当該文書の名宛人に、親展文書以外の文書にあっては事務担当者に、配布等しなければならない。

(事務担当者の收受手続)

第18条 事務担当者は、前条第2項の規定により配布を受けた紙文書の余白に様式第4号による收受日付印を押し、文書管理データベースに必要な事項を登録して、第29条第1項第3号イの文書管理者が付けた番号と同一の番号を收受日付印の番号欄に記載しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、文書管理データベースを利用することが困難な場合は、様式第2号による文書収発簿に必要な事項を記載しなければならない。
- 3 前2項の收受日付印の日付は、第13条第2項後段の規定により法務文書課で收受日付印を押してあるものについては、その日付と同一の日付を用いるものとする。
- 4 事務担当者は、前条第2項の規定により配布等を受けた電子文書を文書管理データベースに登録しなければならない。
- 5 第1項又は前項の規定により登録をした文書のうち、收受の事実を明確に記録する必要があるものについては、第29条第1項第3号イ本文又は同号イ(ⅱ)の規定により文書管理者が付けた番号を文書管理データベースに登録するものとする。この場合(第1項の規定により登録した場合に限る。)において、当該番号と同一の番号を收受日付印の番号欄に記載するものとする。
- 6 第2項の規定により記載をした文書のうち、收受の事実を明確に記録する必要があるものについては、文書収発簿に記載された番号と同一の番号を收受日付印の番号欄に記載後、文書収発簿に署名するものとする。

7 第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、文書管理データベースへの登録又は文書収発簿への記載を省略することができる。

(1) 当該文書の保存期間が1年未満である場合

(2) 文書管理データベースにより、当該文書に係る事案について起案をし、又は当該文書の供覧をする場合

(3) 文書管理データベース以外の情報処理システムにより、当該文書に係る事案について起案をし、又は当該文書の供覧をする場合

8 権利の得喪又は変更に関する紙文書又は争訟等になるおそれのある紙文書の封皮は、当該紙文書に添付しておかなければならない。

9 紙文書に添付されていた現金、金券又は有価証券は、その種類、金額等及び処理経過を明らかにしておかなければならない。

10 電子文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報が含まれている場合は、文書管理データベースに当該電子文書を添付してはならない。

11 事務担当者は、文書管理者の指示を受けて処理することが適当であると認められるときは、あらかじめ文書管理者の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。

（所掌事務に係るものでない文書の処理）

第19条 各課の文書主任は、第17条第1項の規定により配布を受けた紙文書がその所掌事務に係るものでないときは、直ちに、教育総務課に返付しなければならない。

2 文書主任は、第16条の規定により受領した電子文書がその所掌事務に係るものでないときは、直ちに、転送その他必要な処置をしなければならない。

（各課に直接到着した紙文書の処理）

第20条 各課に直接到着した紙文書は、各課の事務担当者が第18条の規定により処理するものとする。ただし、当該文書がその所掌事務に係るものでないときは、文書主任は、直ちに、教育総務課に回付しなければならない。

（文書の返送）

第21条 文書を返送する場合は、処理経過を明らかにしておかなければならない。

第4章 文書の作成

（文書主義の原則）

第22条 職員は、文書管理者の指示に従い、条例第1条に規定する目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和7年静岡県規則第〇号。以下「施行規則」という。）第5条第1項に掲げる事項について文書を作成しなければならない。

（文書の作成）

第23条 別表第1左欄に掲げる文書に係る業務については、当該業務の経緯に応じ、同欄に掲げる文書の類

型を参酌して文書を作成するものとする。

- 2 前条に規定する文書主義の原則に基づき、別表第1左欄に掲げる文書に係る業務の政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文書を作成するものとする。
- 3 前項の規定による文書の作成は、意思決定後遅滞なく行うものとする。
- 4 文書は、法令等の規定により書面をもって作成することが義務付けられている場合、電磁的記録をもって文書を作成することが適切でない場合等を除き、電磁的記録をもって作成するものとする。

(正確性の確保)

第24条 文書の作成に当たっては、文書の内容の正確性を確保するため、原則として複数の職員が確認するものとする。

第5章 文書の形式

(左横書きの原則)

第25条 文書は、左横書きとする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により様式が縦書きと定められたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育総務課長が縦書きを要すると認めたもの

(文書の種類及び書式)

第26条 文書の種類は、次に掲げるもののほか、法務文書課長の定めるところによる。

- (1) 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定により制定するもの
- (2) 規則 地方自治法第15条の規定により制定するもの
- (3) 告示 法令の規定又は職務上の権限に基づき、処分又は決定をした事項を一般に公示するもの
- (4) 公告 告示以外のもので公示するもの
- (5) 訓令甲 所管の諸機関又は職員に対する職務執行上の基本的事項についての命令で一般に知らせる必要のあるもの
- (6) 訓令乙 前号の命令で一般に知らせる必要のないもの
- (7) 行政処分書 団体、個人等に対し、処分の意思を表示するもの
- (8) 通達 所管の諸機関又は職員に対し、法令の解釈及び運用の方法その他職務執行上の細目的事項について指示し、又は一定の行為を命じ、若しくは免ずるもの

- 2 文書の書式は、別に定めがあるもののほか、法務文書課長の定めるところによる。

(文書の用字、用語等)

第27条 文書の用字は、漢字、平仮名（外国の地名及び人名並びに外来語については、片仮名）及びアラビア数字を用いるものとする。ただし、ローマ字を用いることが適当な場合その他特別な理由があると認められる場合については、この限りでない。

- 2 文書の用語は、平易かつ簡明なものを用いるものとする。
- 3 文書の文体は、口語体を用いるものとする。

(文書に用いる漢字の範囲等)

第28条 文書に用いる漢字の範囲、音訓の範囲及び字体は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に定める字種、音訓及び通用字体によるものとする。ただし、固有名詞、専門用語等でこれにより難い特別の理

由があると認められるものについては、この限りでない。

- 2 文書における仮名遣いは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）の定めるところによるものとする。
- 3 文書における送り仮名の付け方は、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）の定めるところによるものとする。
- 4 文書における外来語の表記は、外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）の定めるところによるものとする。

（文書の記号及び番号）

第29条 施行する文書には、次に定めるところにより、記号及び番号を付けなければならない。ただし、法務文書課長が別に定めるものについては、この限りでない。

(1) 規則、告示、訓令甲及び訓令乙

ア 記号は、その区分に応じ、「静岡県教育委員会規則」、「静岡県教育委員会告示」、「静岡県教育委員会訓令甲」及び「静岡県教育委員会訓令乙」とする。

イ 番号は、教育総務課長が様式第1号による令達番号簿により付ける暦年による番号とする。

(2) 秘密を要する文書

ア 記号は、別表第3に掲げる課名等の頭字の次に「秘」の文字を加えたものとする。

イ 番号は、様式第2号による秘文書収発簿により、各課又は各現地機関等の組織（班及びこれに相当するものを除く。次号及び第3項において同じ。）ごとに文書管理者が付けた番号とする。

(3) 前2号に掲げる文書以外の文書

ア 記号は、別表第3に掲げる課名等の頭字とする。

イ 番号は、文書管理データベースにより、各課又は各現地機関等の組織ごとに文書管理者が付けた番号とする。ただし、次の(7)から(9)までに掲げる文書の区分に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定めるところにより処理することができる。

(7) 軽易な文書 番号を省略し、号外で処理すること。

(8) 年間を通じて相当量収受し、又は施行する文書 当該文書だけを別にまとめ、一連の番号を付けて処理すること。

(9) (7)及び(8)に定める処理以外の処理をすることについて教育総務課長の承認を受けた文書 当該承認を受けたところにより処理すること。

- 2 前項第2号及び第3号に掲げる文書は、当該文書の内容に係る事案の処理が完結するまでの間は、同一番号を用いるものとする。

- 3 第1項第3号イ本文の規定にかかわらず、文書管理データベースを利用することが困難な場合は、番号は、文書収発簿により、各課又は各現地機関等の組織ごとに文書管理者が付けた番号とする。

（文書の発信者名）

第30条 文書の発信者名は、文書の性質及び内容により、教育委員会名、教育長名、現地機関等の長名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名又は課名を、現地機関等にあつては現地機関等名を用いることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第26条第1項第1号から第7号までに掲げる文書については、全て教育長名又は教育委員会名を用いるものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、職務代理が行われる場合は、当該職務代理者名を用いるものとする。

（文書の日付）

第31条 文書の日付は、施行の日を用いるものとする。

（押印又は電子署名）

第32条 施行する文書（県公報に登録するものを除く。以下この条において同じ。）のうち次に掲げる文書には、公印を押印し、又は電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印又は電子署名の実施が義務付けられた文書
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要がある文書
- (4) その他特に公印の押印又は電子署名の実施が必要であると認められる文書

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げる文書のうち教育総務課長が別に定めるものについては、公印の押印又は電子署名の実施を省略することができる。

第6章 文書の起案及び決裁

（配布等を受けた文書の処理）

第33条 事務担当者は、文書の配布等を受け、又は処理の指示を受けたときは、起案、供覧その他の方法により、これを処理しなければならない。

- 2 配布等を受け、又は処理の指示を受けた文書で、他の課又は現地機関等に関係するものは、速やかに、その旨を連絡し、又はその写しを送付しなければならない。

（口頭又は電話により聴取した事項の処理）

第34条 口頭又は電話により聴取した事項で重要又は異例なものは、日時、相手方、内容等の要旨を様式第5号による口頭（電話）記録用紙に記録し、処理しなければならない。

（起案）

第35条 起案は、文書管理データベースにより行うものとする。

- 2 文書管理データベースには、必要に応じて、根拠法令、関係文書その他の参考資料を添付するものとする。

（文書管理データベースによらない起案）

第36条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における起案については、文書管理データベースによらずに行うことができる。

- (1) 持ち回り決裁を受けようとする場合
- (2) 法令等の規定により文書管理データベースによる起案を行うことができない場合
- (3) 文書管理データベース以外の情報処理システムにより起案を行う場合

2 前項の起案は、文書管理データベース以外の情報処理システムにより、又は当該情報処理システムから出力される用紙若しくは様式第6号による起案用紙を用いて行うものとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

3 第1項各号に掲げる場合において、起案文書の決裁を受けたときは、本庁においては必要な事項を文書管理データベースに登録しなければならない。

第37条 前2条の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の文書について起案をする場合又は定例的若しくは軽易な事案であって文書管理データベースを利用することが困難な場合には、次に掲げる方法により起案をすることができる。

(1) 様式第7号による簡易処理簿を用いる方法

(2) その他簡易な方法

(例文処理)

第38条 常例の文案（以下「例文」という。）により処理することができる事案については、例文についてあらかじめ決裁を受け、様式第8号による例文登録簿に登録した後、個々の起案の際は、処理案の代わりに例文登録簿に登録した例文番号をもって示すことができる。

2 前項の例文登録簿は、各課ごとに備え、例文の登録順に例文番号を付けるものとする。

(合議)

第39条 起案文書は、その内容につき、他の課又は教育委員会以外の県の機関の事務に関係がある場合は、当該課又は教育委員会以外の県の機関に合議しなければならない。

2 他の課の事務に関係がある場合にあつては、前項の規定による合議は、主管課長への回議を経て行うものとする。

3 教育委員会以外の県の機関の事務に関係がある場合にあつては、第1項の規定による合議は、教育長（決裁を行う権限を有する者が教育部長又は主管課長であるものについては、教育部長又は当該主管課長）への回議を経て行うものとする。

(意見が合致しない合議事項の処理)

第40条 他の課又は教育委員会以外の県の機関に合議した事項であつてその事案に関し意見が合致しないときは、上司の指示を受けなければならない。

(教育総務課長に合議等すべき事案)

第41条 次に掲げる事案は、教育総務課長に合議し、協議し、又は報告しなければならない。

(1) 条例案、規則案、訓令案その他の規程案

(2) 審査請求及び訴訟に関するもの

(3) 法令の解釈及び適用に関するもので重要かつ異例なもの

(4) 契約に関するもので重要かつ異例なもの

(5) その他重要なもの

(法令審査委員会に付議すべき事案)

第42条 次に掲げる事案は、別に定める法令審査委員会による審査を経なければならない。

(1) 前条各号に掲げる事案のうち、教育総務課長が必要と認めたもの

(2) その他教育長が特に認めたもの

(合議した起案文書に変更があった場合の処理)

第43条 教育長、教育部長又は課長は、第39条又は第41条の規定により合議を経た案を改めようとするとき、決裁の趣旨が当初の起案と異なったとき、又は廃案となったときは、その旨を合議した課又は教育委員会以外の県の機関の長に通知し、又は回示しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(決裁年月日の記録)

第44条 教育長が決裁した起案文書は教育総務課で決裁の年月日を記録の上これを主管課に回付し、教育長以外の者が決裁した起案文書は事務担当者が直ちに決裁の年月日を記録しなければならない。

(供覧)

第45条 供覧については、起案文書の処理の規定の例により取り扱うものとする。

第7章 公文書としての取扱い

(起案文書)

第46条 起案に係る文書は、これを回議に付した時点から公文書として取り扱う。

(供覧文書)

第47条 供覧に係る文書は、これを供覧に付した時点から公文書として取り扱う。

(資料文書)

第48条 前2条に定めるもののほか、次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める時点から公文書として取り扱う。

- (1) 取得された文書 収受された時点
- (2) 法令等の規定により作成が義務付けられた台帳、カードその他の帳票 作成された時点
- (3) 法律又は条例上の権限を有する者により作成されるもの 作成された時点
- (4) その他の文書 文書管理者が公文書として管理する必要があると認めた時点

第8章 文書の送達

(文書の送達の方法)

第49条 文書は、郵送、特定信書便、宅配便、使送、直渡し又は電子メール、ファクシミリ等の利用により送達するものとする。

(紙文書の発送)

第50条 紙文書を発送しようとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 教育総務課又は法務文書課に発送棚が備え付けられている宛先への紙文書（第3号に規定する紙文書を除く。）は、秘密を要するものを除き、封入しないで発送棚に入れること。
- (2) 前号に規定する発送棚が備え付けられていない宛先への紙文書（次号に規定する紙文書を除く。）は、主管課で封入し、法務文書課長が定める締切時限までに、法務文書課に回付すること。
- (3) 書留、速達、配達証明、内容証明等特殊扱いを要する紙文書及び前号の締切時限の後に発送することを要する紙文書（以下「締切後発送文書」という。）は決裁文書を添えて法務文書課の承認を受けた後、郵便の交付を受けて主管課で発送すること。この場合において、速達又は締切後発送文書については、

事前に文書管理者の承認を受けなければならない。

2 教育総務課は、前項第1号の文書を、宛先ごとに一括して定日に発送しなければならない。

3 宅配便の発送の方法その他必要な事項は、教育総務課長が別に定める。

(発送以外の方法による送達)

第51条 使送、直渡し又は電子メール、ファクシミリ等の利用による文書の送達は、主管課が行うものとする。

第9章 県公報の発行

(県公報登載事項)

第52条 県公報には、次に掲げる事項を登載する。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 告示
- (4) 公告
- (5) 訓令甲
- (6) その他教育委員会が公表を要する事項

(登載手続)

第53条 県公報に登載する事項の原稿は、決裁文書に基づき主管課で浄書及び照合をし、「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して、発行日前4日の午前10時までに法務文書課へ回付しなければならない。この場合において、県の休日は、1日に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、法務文書課長は、特に必要があると認めたときは、原稿の回付の方法又は期限を変更することができる。

(登載事項の省略)

第54条 県公報へ登載する事項のうち図表等で登載が困難なものについては、省略することができる。

(校正)

第55条 県公報の校正は、法務文書課及び主管課が行う。

(訂正の手続)

第56条 主管課長は、県公報に登載された事項に誤りを発見したときは、直ちに、その旨を法務文書課長に通知しなければならない。

第10章 公文書の整理

(公文書分類基準表の作成)

第57条 文書管理者は、公文書を適正に管理するために、毎年度当初、別表第1を参酌して、事務及び事業の性質、内容等を踏まえて系統的に分類基準を定め、様式第9号による公文書分類基準表を作成しなければならない。

2 分類基準は、必要に応じて変更することができる。

(職員の整理義務)

第58条 職員は、作成し、若しくは取得した公文書又は公文書ファイルについて、分類基準に基づき分類

し、整理しなければならない。この場合において、公文書及び公文書ファイルの整理の方法は、総括文書管理者が別に定める。

2 公文書ファイルは、年度ごとに作成しなければならない。ただし、文書管理者が公文書の適正な管理に資すると認める場合は、文書管理者が総括文書管理者と協議して定める期間ごとに作成することができる。

3 個人管理文書は、公文書と明確に区分して管理しなければならない。

(保存期間)

第59条 施行規則第7条第1項第2号の公文書管理規程において定める期間は、文書管理者が別表第1に定める期間を参酌して定めた次に掲げる期間とする。

- (1) 30年
- (2) 10年
- (3) 5年
- (4) 3年
- (5) 1年
- (6) 1年未満

2 施行規則第7条第8項の公文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルは、次に掲げる公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルであって、業務に常時利用する必要があるものとする。

- (1) 法令等の解釈又は運用の基準に関するもの
- (2) 現に業務に利用している台帳及び電子計算機を用いて検索することができる情報の集合物
- (3) 前2号に掲げるものに類するもの

(レコードスケジュール)

第60条 条例第6条第5項の保存期間が満了したときの措置（以下「レコードスケジュール」という。）は、文書管理者が定める。

2 施行規則第4条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている公文書は、レコードスケジュールを移管とする。

3 レコードスケジュールを移管とする公文書が含まれている公文書ファイルは、レコードスケジュールを移管とする。

4 文書管理者は、レコードスケジュールを定めるに当たっては、必要に応じて別表第2を参酌することができる。

5 文書管理者は、レコードスケジュールを定めるに当たっては、必要に応じて総括文書管理者に助言を求めることができる。

6 文書管理者は、必要があると認めるときは、レコードスケジュールの変更をすることができる。

7 総括文書管理者は、必要があると認めるときは、文書管理者に対しレコードスケジュールの変更を指示し、又は自らその変更をすることができる。

第11章 公文書の保存

(公文書ファイル等の適正な保存)

第61条 総括文書管理者及び文書管理者は、公文書ファイル等を保存するときは、常にその所在を明らかにする等適正に保存しなければならない。

2 公文書ファイル等の保存の方法その他必要な事項は、総括文書管理者が別に定める。

(電子文書の保存)

第62条 電子文書は、(公文書であるものに限る。以下この条において同じ。)は、次のとおり保存するものとする。

(1) レコードスケジュールを移管とした電子文書は、適切な方式で保存する。

(2) 文書管理データベースに保存されている公文書ファイル等の管理その他文書管理データベースの管理に必要な事項は、総括文書管理者が別に定める。

(3) 「しずおかデジタル・オフィスネットワーク」、「学校間情報ネットワーク」及び「教育総合ネットワーク」に登録されているデータベース(文書管理データベースを除く。以下「データベース」という。)に保存されている電子文書は、原則として当該データベース1件を単独の公文書ファイルとみなし、当該データベースを管理する課の文書管理者が適正に管理するものとする。このうち、電子メールの管理については、総括文書管理者が別に定める。

(4) 文書管理データベース以外の情報処理システムにおいて決裁を受けた電子文書については、当該電子文書を管理する課の文書管理者が適正に管理するものとする。この場合において、当該文書管理者は、当該電子文書について、その内容、媒体の性質等に応じて公文書ファイルに相当する区分を設定するものとする。

(5) 公文書である電子文書(文書管理データベース、データベース又は文書管理データベース以外の情報処理システムに保存されているものを除く。)については、当該電子文書を管理する課の文書管理者が管理する。この場合において、当該文書管理者は、当該電子文書について、その内容、媒体の性質等に応じて公文書ファイルに相当する区分を設定するものとする。

2 前項の規定により電子文書を保存する場合には、文書管理者は、当該電子文書に係る情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該電子文書に係る情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の処理)

第63条 職員以外の者から公文書の閲覧、借用又は証拠として提出の請求があったときは、主管課において処理しなければならない。

(公文書の持ち出し)

第64条 公文書は、文書管理者の許可を受けた場合を除き、庁舎の外に持ち出してはならない。ただし、総括文書管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(記録媒体の変換)

第65条 文書管理者は、その保存に係る公文書を適正に管理するため必要と認めるときは、当該公文書の記録媒体を変換することができる。

2 総括文書管理者は、公文書を適正に管理するため必要と認めるときは、当該公文書の文書管理者の同意

を得て、当該公文書の記録媒体を変換することができる。

- 3 前2項の規定により公文書の記録媒体を変換した場合において、当該変換を行った者は、当該変換前の公文書を廃棄することができる。

第12章 公文書ファイル管理簿

(公文書ファイル管理簿への記載)

- 第66条** 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、その管理に係る公文書ファイル等の現況について、様式第11号による公文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

(公文書ファイル管理簿の公表)

- 第67条** 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿について、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

第13章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間等の延長)

- 第68条** 文書管理者は、条例第6条第4項の規定により、保存期間及び保存期間が満了する日を延長するときは、延長する期間及びその理由を総括文書管理者に報告し、承認を得なければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間が満了する公文書ファイル等（以下「期間満了ファイル等」という。）が施行規則第8条第1項各号に掲げる公文書ファイル等である場合は、総括文書管理者に報告しなければならない。

- 3 文書管理者は、公文書ファイル等について、30年を超えて保存しようとするときは、あらかじめ総括文書管理者に協議し、その承認を得なければならない。

- 4 前3項の保存期間等の変更に係る承認申請は、様式第10号による公文書保存期間変更承認申請書により行うものとする。

(移管又は廃棄)

- 第69条** 文書管理者は、期間満了ファイル等（保存期間を1年未満としたものを除く。）について、レコードスケジュールに基づき、総括文書管理者が別に定めるところにより、移管し、又は廃棄の決定をしなければならない。

- 2 文書管理者は、前項の規定により、期間満了ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ総括文書管理者に報告しなければならない。

- 3 総括文書管理者は、条例第9条第4項の規定による求めがあったときは、前項の規定により報告した文書管理者に通知しなければならない。

- 4 文書管理者は、前項の規定による通知があったときは、当該期間満了ファイル等について総括文書管理者を通じて知事に移管しなければならない。

- 5 文書管理者は、第1項又は前項の規定により移管する期間満了ファイル等について、条例第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認めるときは、その旨を記載した意見書を、総括文書管理者を通じて知事に提出しなければならない。

(保存期間が満了した公文書ファイル等の廃棄)

- 第70条** 前条第1項の廃棄の決定があった場合は、当該廃棄の決定に係る公文書ファイル等を保存している

者は、当該公文書ファイル等をその保存期間満了後速やかに廃棄しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等（保存期間を1年未満としたものに限る。）を速やかに廃棄しなければならない。

（廃棄に際しての措置）

第71条 公文書を廃棄する場合において、当該公文書に静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条に規定する非開示情報に該当するおそれがある情報が記録されていると認められるときは、当該情報が外部に漏れることのないように配慮しなければならない。

（公文書ファイル等の廃棄方法）

第72条 第69条第1項の廃棄の決定に係る起案文書には、廃棄をしようとする公文書ファイル等の施行規則第9条に掲げる事項を記録した文書を添付するものとする。

- 2 第70条の規定による公文書ファイル等の廃棄は、溶解、裁断、焼却、電磁的記録の消去等の方法により行うものとする。

第14章 点検及び管理状況の報告等

（点検）

第73条 文書管理者は、その管理に係る公文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

- 2 総括文書管理者は、点検の結果等を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講じ、又は講じさせなければならない。

（紛失等への対応）

第74条 文書管理者は、公文書ファイル等の紛失又はその他の事故が明らかとなった場合は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

- 2 総括文書管理者は、前項の規定による報告を受け、被害の拡大防止等のために必要な措置が更に必要と認める場合には、速やかに当該措置を講じ、又は講じさせなければならない。

（管理状況の報告）

第75条 文書管理者は、条例第12条第1項の事項について、毎年度、総括文書管理者に報告しなければならない。

第15章 研修

（研修の実施）

第76条 条例第41条第1項の研修（次条において「研修」という。）は、総括文書管理者又はその他の機関が行うものとする。

（研修への参加）

第77条 文書管理者は、総括文書管理者又はその他の機関が実施する研修を職員に受講させなければならない。

- 2 職員は、前項の研修を適切な時期に受講するものとする。

第16章 雑則

（現地機関等における処理）

第78条 現地機関等における文書の処理に関しては、第3章、第6章及び第8章に規定する本庁の例により行うものとする。

(委任)

第79条 この規程の施行に関し必要な事項は、総括文書管理者が別に定めるほか、静岡県公文書管理規程（令和7年静岡県訓令甲第〇号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。

(静岡県教育委員会文書管理規程の廃止)

2 静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年教育委員会訓令甲第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令甲の施行の日（以下「施行日」という。）前に職員が作成し、又は取得した文書については、第60条及び第69条の規定を除き、なお従前の例による。この場合において、廃止前の静岡県教育委員会文書管理規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項に定める文書管理者には第5条第1項に定める文書管理者を、旧規程第3条の2第1項に定める文書審査主任には第6条第1項に定める文書審査主任を、旧規程第4条第1項に定める文書主任には第7条第1項に定める文書主任を、旧規程第4条第3項に定める総括文書主任には第8条第1項に定める総括文書主任を、旧規程第5条第1項に定めるファイル責任者には第9条第1項に定めるファイル責任者を充てる。

4 この訓令甲の施行の際現に旧規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第23条、第57条、第59条関係）

公文書名		保存期間
実施機関の規則（規程その他これに類する定めを含む。）の制定又は改廃及びその経緯		
1	規則、告示、公告、訓令、通達、要綱、要領又は内規に関する文書 (1) 規則の制定又は改廃及びその経緯に関するもの (2) 告示、公告、訓令、通達、要綱、要領又は内規の制定等及びその経緯に関するもの (3) 法令等の解釈、運用方針等に関するもの (4) 県公報に関するもの	(1) 30年 (2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (3) 重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (4) 30年
行政運営又は政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定、変更又は廃止及びその経緯		
2	行政運営又は政策の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止及びその経緯に関する文書 (1) 基本計画の策定等及びその経緯に関するもの（主管課で管理するものに限る。） (2) 行政運営又は政策の基本的な事項を定める計画の策定等及びその経緯に関するもの（(1)を除く。）	(1) 30年 (2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
3	県の制度又は行政組織の新設又は改廃及びその経緯に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
4	会議等の審議経過等に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準等の設定等及びその経緯		
5	複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関に対して示す基準等の設定等及びその経緯に関する文書	重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年

6	地方自治制度に関する文書 (1) 市町に係る地方自治の基本的事項や地方自治法等に関するもの (2) 市町の人事行政に関する基準、財政の運営に関するもの (3) 市町の事務事業に係る基準等に関するもの	(1) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (3) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
7	市町の名称、廃置分合等に関する文書 (1) 市町の名称、廃置分合又は区域に関するもの (2) 市町の行政の広域化に関するもの (3) 請願、陳情、要望又は調査に関するもの	(1) 30年 (2) 30年 (3) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
法人その他の団体との協議等の内容及びその経緯		
8	法人その他の団体との協議等の内容及びその経緯に関する文書	重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯		
9	審査基準、処分基準、行政指導指針又は標準処理期間の新設又は改廃及びその経緯に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年
10	許認可等に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年、軽易なものにあつては1年
11	不利益処分に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年

12	争訟等に関する文書	
	(1) 争訟に関するもの	(1) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年
	(2) 不服申立て等に関するもの	(2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
	(3) 調停、あっせん、和解等に関するもの	(3) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年
県の組織又は職員の人事に関する事項		
13	行政組織又は職員定数に関する文書	30年
14	職員の任免等に関する文書	
	(1) 職員の任免（一般職の職員に係るものに限る。）、分限又は懲戒に関するもの	(1) 30年
	(2) 会計年度任用職員等の任免に関するもの	(2) 5年
	(3) 特別職の職員の任免に関するもの	(3) 特に重要なものにあつては30年、一般的なものにあつては5年
	(4) 退職手当に関するもの	(4) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
	(5) 給料、諸手当又は旅費に関するもの	(5) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
	(6) 職員の旅行、特殊勤務、時間外勤務等の命令に関するもの	(6) 5年
	(7) 職員の服務、研修、福利厚生等に関するもの	(7) 重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年、軽易なものにあつては1年
県の財務又は財産の取得、管理若しくは処分に関する事項その他実施機関の活動の基本的な事項		
15	予算、決算、監査等に関する文書	
	(1) 予算書又は決算書に関するもの	(1) 主管課で管理するものにあつては30年、一般的なものにあつては5年
	(2) 収入、支出、監査等に関するもの	(2) 一般的なものにあつては5年、軽易なものにあつては1年
	(3) 県又は市町の財政に関するもの	(3) 重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年

16	県債、補助金、貸付金等に関する文書 (1) 県債に関するもの (2) 補助金、貸付金又は交付金に関するもの	(1) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年 (2) 重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
17	公有財産の取得、管理又は処分に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
18	施策又は事業の実施に関する文書 (1) 施策又は事業の実施に関するもの (2) 施策又は事業の推進のための啓発、指導等に関するもの (3) 設計、工事等に関するもの	(1) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (3) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
19	栄典、表彰等に関する文書 (1) 栄典に関するもの (2) 表彰に関するもの	(1) 30年 (2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年
20	審査会、有識者会議等の審議に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
21	調査、統計又は研究に関する文書 (1) 調査に関するもの (2) 統計に関するもの (3) 研究に関するもの	(1) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年、軽易なものになつては1年 (2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年、軽易なものになつては1年 (3) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年、軽易なものになつては1年
22	広聴広報に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年

23	請願、陳情、要望等に関する文書 (1) 請願又は陳情に関するもの (2) 要望又は相談に関するもの	(1) 重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (2) 重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
24	住民監査に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年
25	勧告、指導、検査等に関する文書	重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
26	行政代執行に関する文書	特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年
27	業務の引継に関する文書 (1) 知事又は副知事の業務の引継に関するもの (2) 管理職員の業務の引継に関するもの	(1) 30年 (2) 10年
28	政治、社会、文化又は世相を反映した文書 (1) 本県に關係する儀式、イベント等に関するもの (2) 本県に關係する事件、事故等に関するもの	(1) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年 (2) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年
29	その他の文書 (1) 台帳、帳簿、名簿等に関するもの (2) 公文書の管理に関するもの	(1) 特に重要なものにあつては30年、重要なものにあつては10年、一般的なものにあつては5年、台帳又は原簿に記入を終わった申請書、届出書等及び統計年報その他製表の材料に供したものにあっては1年 (2) 移管又は廃棄に関するものにあつては30年、管理状況の報告に関するものにあつては10年、特定歴史公文書の利用状況の報告に関するものにあつては10年

別表第2（第60条関係）

公文書名		レコードスケジュールを移管とするもの
条例又は実施機関の規則（規程その他これに類する定めを含む。）の制定又は改廃及びその経緯		
1	条例、規則、告示、公告、訓令、通達、要綱、要領又は内規に関する文書	(1) 条例又は規則の制定又は改廃並びにその経緯に関するもの (2) 告示、公告、訓令、通達等の制定等及びその経緯に関するもの (3) 重要な要綱又は要領の制定又は改廃及びその経緯に関するもの
行政運営又は政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定、変更又は廃止及びその経緯		
2	行政運営又は政策の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止及びその経緯に関する文書	総合計画等重要な計画の策定等に関するもの
3	県の制度又は行政組織の新設又は改廃及びその経緯に関する文書	(1) 県の重要な制度の新設等に関するもの (2) 県政に与える影響が大きい国の制度の新設等に関するもの
4	会議等の審議経過等に関する文書	県の重要な施策の実現に関するもの（複数の課が関係する会議等に関する公文書は、主管課のものに限る。）
複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準等の設定等及びその経緯		
5	複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関に対して示す基準等の設定等及びその経緯に関する文書	(1) 重要な制度等に係る複数の実施機関による申合せに関するもの (2) 重要な制度等に係る他の実施機関に対して示す基準等の設定等に関するもの
6	地方自治制度に関する文書	市町村に係る重要な制度の新設等に関するもの
7	市町の名称、廃置分合等に関する文書	(1) 市町の名称又は廃置分合に関するもの (2) 市町の境界変更に関するもの (3) 公有水面の埋立てに関するもので重要なもの (4) 市町の行政の広域化に関するもの
法人その他の団体との協議等の内容及びその経緯		
8	法人その他の団体との協議等の内容及びその経緯に関する文書	重要な制度等に関する法人その他団体との協議等の内容及びその経緯に関するもの
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯		

9	審査基準、処分基準、行政指導指針又は標準処理期間の新設又は改廃及びその経緯に関する文書	公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの
10	許認可等に関する文書	公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの
11	不利益処分に関する文書	公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの
12	争訟等に関する文書	社会的な関心を集め、県の施策立案等に大きな影響を与えた争訟等に関するもの
県の組織又は職員の人事に関する事項		
13	行政組織又は職員定数に関する文書	行政組織及び職員定数の決定及びその経緯に関するもの
14	職員の任免等に関する文書	(1) 職員の分限又は懲戒に関するもの (2) 特別職の職員の任免に関するもの
県の財務又は財産の取得、管理若しくは処分に関する事項その他実施機関の活動の基本的な事項		
15	予算、決算、監査等に関する文書	(1) 県全体又は重要な施策の予算、決算、監査等に関するもの（主管課が管理するものに限る。） (2) 会計検査院の行う検査における指導等に関するもの
16	県債、補助金、貸付金等に関する文書	(1) 県債に関するもの (2) 重要な施策に関するもの
17	公有財産の取得、管理又は処分に関する文書	(1) 重要な公有財産の取得、管理又は処分に関するもの (2) 重要な県の施設の設置、管理又は廃止に関するもの
18	施策又は事業の実施に関する文書	重要な施策に関するもの
19	栄典、表彰等に関する文書	(1) 栄典に関するもの (2) 重要な表彰に関するもの
20	審査会、有識者会議等の審議に関する文書	審査会、審議会、有識者会議、懇談会、研究会、委員会等の審議に関するもので重要なもの
21	調査、統計又は研究の結果及びその経緯に関する文書	重要な調査、統計又は研究に関するもの
22	広聴広報に関する文書	(1) 知事の会見録及び会見資料に関するもので重要なもの (2) 知事広聴に関するもので重要なもの

23	請願、陳情、要望等に関する文書	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
24	住民監査に関する文書	公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの
25	勧告、指導、検査等に関する文書	公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの
26	行政代執行に関する文書	行政代執行に関するもの
27	業務の引継ぎに関する文書	(1) 知事又は副知事の業務の引継ぎに関するもの (2) 管理職員の業務の引継ぎに関するもので重要なもの
28	政治、社会、文化又は世相を反映した文書	(1) オリンピック、パラリンピック、国民体育大会等の世界的又は全国的な催物の開催に関するもの (2) 天皇の行幸及び皇室の行啓に関するもの (3) 県民の生活に重要な影響を与えた事件、事故等に関するもの (4) 県民の生活に重要な影響を与えた感染症、台風、地震等に関するもの
29	その他の文書	(1) 重要な施策に関する台帳、帳簿、名簿等 (2) 公文書の管理に関するもの

別表第3（第29条関係）

種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	1	教育総務課	教総
	2	教育政策課	教政
	3	教育DX推進課	教D
	4	財務課	教財
	5	教育厚生課	教厚
	6	教育施設課	教施
	7	義務教育課	教義
	8	高校教育課	教高
	9	特別支援教育課	教特
	10	健康体育課	教健
	11	社会教育課	教社
	12	新図書館整備課	教新
教育事務所	1	静岡教育事務所総務課	東教総
	2	静岡教育事務所地域支援課	東教地
	3	静岡教育事務所総務課	西教総
	4	静岡教育事務所地域支援課	西教地
教育機関（県立学校を除く。）	1	中央図書館総務課	中図総
	2	中央図書館企画振興課	中図企
	3	中央図書館資料課	中図資
	4	中央図書館調査課	中図調
	5	総合教育センター総務企画・ICT推進課	総教総
	6	総合教育センター専門支援部研修課	総教専研
	7	総合教育センター専門支援部特別支援課	総教専特
	8	総合教育センター専門支援部教育相談課	総教専教
	9	総合教育センター総合支援部小中学校支援課	総教総小
	10	総合教育センター総合支援部高等学校支援課	総教総高
	11	焼津青少年の家	焼青
	12	観音山少年自然の家	観少
中学校	1	静岡県立清水南高等学校中等部	清南中等
	2	静岡県立浜松西高等学校中等部	浜西中等
	3	静岡県立ふじのくに中学校	ふ中
高等学校	1	静岡県立下田高等学校	下田高
	2	静岡県立松崎高等学校	松高
	3	静岡県立稲取高等学校	稲高
	4	静岡県立伊豆伊東高等学校	伊伊高
	6	静岡県立熱海高等学校	熱高
	7	静岡県立伊豆総合高等学校	伊総高
	8	静岡県立韮山高等学校	韮高

9	静岡県立伊豆中央高等学校	伊中高
10	静岡県立田方農業高等学校	田農高
11	静岡県立三島南高等学校	三南高
12	静岡県立三島北高等学校	三北高
13	静岡県立三島長陵高等学校	三長高
14	静岡県立御殿場高等学校	御高
15	静岡県立御殿場南高等学校	御南高
16	静岡県立小山高等学校	小高
17	静岡県立裾野高等学校	裾高
18	静岡県立沼津東高等学校	沼東高
19	静岡県立沼津西高等学校	沼西高
20	静岡県立沼津城北高等学校	沼城高
21	静岡県立沼津工業高等学校	沼工高
22	静岡県立沼津商業高等学校	沼商高
23	静岡県立吉原高等学校	吉高
24	静岡県立吉原工業高等学校	吉工高
25	静岡県立富士高等学校	富高
26	静岡県立富士東高等学校	富東高
27	静岡県立富士宮東高等学校	宮東高
28	静岡県立富士宮北高等学校	宮北高
29	静岡県立富士宮西高等学校	宮西高
30	静岡県立富岳館高等学校	富岳館高
31	静岡県立清水東高等学校	清東高
32	静岡県立清水西高等学校	清西高
33	静岡県立清水南高等学校	清南高
34	静岡県立静岡高等学校	静高
35	静岡県立静岡城北高等学校	静城高
36	静岡県立静岡東高等学校	静東高
37	静岡県立静岡西高等学校	静西高
38	静岡県立駿河総合高等学校	駿総高
39	静岡県立静岡農業高等学校	静農高
40	静岡県立科学技術高等学校	科技高
41	静岡県立静岡商業高等学校	静商高
42	静岡県立静岡中央高等学校	静中高
43	静岡県立焼津中央高等学校	焼中高
44	静岡県立焼津水産高等学校	焼水高
45	静岡県立清流館高等学校	清流館高
46	静岡県立藤枝東高等学校	藤東高
47	静岡県立藤枝西高等学校	藤西高
48	静岡県立藤枝北高等学校	藤北高

	49	静岡県立島田高等学校	島高
	50	静岡県立島田工業高等学校	島工高
	51	静岡県立島田商業高等学校	島商高
	52	静岡県立ふじのくに国際高等学校	ふ高
	53	静岡県立川根高等学校	川高
	54	静岡県立榛原高等学校	榛高
	55	静岡県立相良高等学校	相高
	56	静岡県立掛川東高等学校	掛東高
	57	静岡県立掛川西高等学校	掛西高
	58	静岡県立掛川工業高等学校	掛工高
	59	静岡県立横須賀高等学校	横高
	60	静岡県立池新田高等学校	池高
	61	静岡県立小笠高等学校	小笠高
	62	静岡県立遠江総合高等学校	遠江高
	63	静岡県立袋井高等学校	袋高
	64	静岡県立袋井商業高等学校	袋商高
	65	静岡県立磐田南高等学校	磐南高
	66	静岡県立磐田北高等学校	磐北高
	67	静岡県立磐田農業高等学校	磐農高
	68	静岡県立磐田西高等学校	磐西高
	69	静岡県立天竜高等学校	天竜高
	70	静岡県立浜松北高等学校	浜北高
	71	静岡県立浜松西高等学校	浜西高
	72	静岡県立浜松南高等学校	浜南高
	73	静岡県立浜松湖東高等学校	浜湖東高
	74	静岡県立浜松湖南高等学校	浜湖南高
	75	静岡県立浜松江之島高等学校	浜江高
	76	静岡県立浜松東高等学校	浜東高
	77	静岡県立浜松大平台高等学校	浜大高
	78	静岡県立浜松工業高等学校	浜工高
	79	静岡県立浜松城北工業高等学校	浜城工高
	80	静岡県立浜松商業高等学校	浜商高
	81	静岡県立浜名高等学校	浜名高
	82	静岡県立浜北西高等学校	浜北西高
	83	静岡県立浜松湖北高等学校	浜湖北高
	84	静岡県立新居高等学校	新高
	85	静岡県立湖西高等学校	湖西高
特別支援学校	1	静岡県立沼津視覚特別支援学校	沼視特
	2	静岡県立静岡視覚特別支援学校	静岡視特
	3	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜視特

4	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼聴特
5	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	静聴特
6	静岡県立浜松聴覚特別支援学校	浜聴特
7	静岡県立御殿場特別支援学校	御特
8	静岡県立沼津特別支援学校	沼特
9	静岡県立富士特別支援学校	富特
10	静岡県立静岡北特別支援学校	静北特
11	静岡県立藤枝特別支援学校	藤特
12	静岡県立袋井特別支援学校	袋特
13	静岡県立浜松特別支援学校	浜特
14	静岡県立浜名特別支援学校	浜名特
15	静岡県立東部特別支援学校	東特
16	静岡県立中央特別支援学校	中特
17	静岡県立静岡南部特別支援学校	静南特
18	静岡県立西部特別支援学校	西特
19	静岡県立天竜特別支援学校	天特
20	静岡県立浜北特別支援学校	浜北特
21	静岡県立清水特別支援学校	清特
22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特
23	静岡県立掛川特別支援学校	掛特
24	静岡県立伊豆の国特別支援学校	伊特
25	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜み特

様式第 1 号（第29条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

令 達 番 号 簿

発 令 月 日	番 号	件 名	発令課(室)名
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

様式第2号（第18条、第29条関係）（その1）（用紙 日本産業規格A4縦型）

文 書 収 発 簿（秘 文 書 収 発 簿）

月 日	収 発 番 号			件 名	発 信 人		
	来 書				受 信 人		
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						
.	第 号	(提出期限 .)					
	月 第 日 号						

様式第2号（第18条、第29条関係）（その2）（用紙 日本産業規格A4縦型）

受 領 印	処 理 経 過							
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当
	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当	月 日	担当

（注）1 （その1）及び（その2）は、見開きで使用する。

2 秘文書収発簿として使用する場合は、標題の前に「秘」の文字を加えることとし、秘文書以外の収発簿とは、別つづりとする。

様式第3号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

書 留 郵 便 交 付 簿

月 日	種 類	番 号	発 信 人	受 信 人	受領印	備 考
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

様式第4号（第18条関係）

（その1）

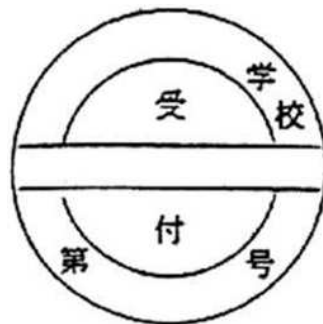
収 受 日 付 印



様式第4号（第18条関係）

（その2）

収 受 日 付 印



- （注） 1 （その1）は教育部で使用し、（その2）は県立学校で使用する事。
2 中央の空欄には、文書を収受した年月日を記入すること。
3 （その1）の「第 号」の前には、課名等の頭字を記入すること。

様式第 5 号（第34条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

口頭（電話）記録用紙

受信日時	年 月 日 午前 午後 時 分	発信人	
起案月日	年 月 日	受信人	
決裁月日	年 月 日	事務担当者	
教育長 教育部長 課長 課員			
用件			
処 理 伺			

様式第 6 号（第36条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（その 1）

		保 存 期 間		保存期間満了後の措置	
大分類			中 分 類		
ファイルグループ					
ファイル名					
取扱区分			速達	締切後発送	照合者印
			公印承認印	公印押印者印	発送取扱者印
			来書日付	年 月 日	
			收受日	年 月 日	
			起案・供覧日	年 月 日	
			決裁日	年 月 日	
			施行日	年 月 日	
受信者			処理期限	年 月 日	
			文書番号		
発信者			来書文書番号		
起 案（ 担 当 ） 者		電話番号： ①			
標 題					
決裁・供覧押印欄					
備考					

静 岡 県

(その2)

[illegible]

静岡県立 学校

(その3)

[illegible]

(注) 1 (その1)は、教育部で使用し、(その2)は県立学校で使用する事。
2 (その3)は、(その2)の裏面並びに2枚目以降の表面及び裏面に使用する事。

様式第 7 号（第37条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

簡 易 処 理 簿

班長	課員	事 務 担当者	件 名	例文番号	宛先名	文書番号	起案年月日
							決裁年月日
							施行年月日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

様式第 8 号（第38条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

例 文 登 録 簿

例文番号	件 名	登録年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

（注） 例文処理に係る決裁文書は、例文番号を付け、例文登録簿とともにつづておくこと。

様式第 9 号（第57条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

公 文 書 分 類 基 準 表

課(室) 班 担当

ファイルグループ名	ファイル名	保存期間	備 考

様式第10号（第68条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

公文書保存期間変更承認申請書

第 号
年 月 日

教育総務課長 様

文書管理者

別添のとおり、保存期間変更の承認を申請します。

（注） 保存期間変更承認申請に係る公文書ファイルが記載された文書保存カード又は公文書ファイル管理簿の写しを添付するとともに、当該文書保存カード又は公文書ファイル管理簿の写しの備考欄に保存期間の変更年数(延長〇年等)及びその理由を明示すること。

様式第 11 号（第 66 条、第 67 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

公文書ファイル管理簿

課(室) 班 担当

課名	大分類	中分類	ファイル グループ名	年度	ファイル名	保存 期間	常用 ・ 引継	媒体	保存 場所	保 存 期 間 満了日	保 存 期 間 満了後 の措置

様式第11号の2（第66条、第67条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

年度ファイル管理表

課(室) 班 担当

保管庫 番号	ファイル グループ名	ファイル名	作成 年度	保存 期間	非定例	常用	媒体の 種別	保存 場所	保存 期間 満了日	保存 期間 満了 後の 措置

- （注） 1 教育部は様式第11号を使用し、県立学校は様式第11号又は様式第11号の2を使用すること。
- 2 非定例のファイル（毎年度定例的に作成することのないファイルをいう。）については、「非定例」の欄に○を付けること。
- 3 常用のファイル（常用使用するため、執務室での保存期間経過後も引き継がず、引き続き執務室で保存するファイルをいう。）については、「常用」の欄に○をつけること。

静岡県教育委員会訓令甲第〇号

本 庁
各教育事務所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会公印規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月〇日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会公印規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印)

第 2 条 公印は、庁印及び職印とする。

(公印の種類等)

第 3 条 公印の種類、寸法及び用途は、別表の種類欄、寸法欄及び用途欄に掲げるとおりとする。

(公印管守者)

第 4 条 公印を厳正に管理するため、公印管守者を置く。

2 公印管守者は、公印の種類ごとに別表の公印管守者の欄に掲げるとおりとする。

(公印取扱者及びその代行者)

第 5 条 公印管守者は、公印取扱者を定め、その管守する公印の保管、使用その他関係事務を処理させることができる。

2 前項の公印取扱者は、特別な事情がない限り、静岡県教育委員会公文書管理規程（令和 7 年静岡県教育委員会訓令甲第〇号。以下「教育委員会公文書管理規程」という。）第 7 条に規定する文書主任（教育委員会公文書管理規程第 2 条第 2 号に規定する現地機関等にあつては、教育委員会公文書管理規程第 8 条に規定する総括文書主任）をもって充てる。

3 公印取扱者が不在のときは、公印管守者が定めた職員がその事務を行う。

(公印の管守)

第 6 条 公印は、公印箱に保管し、勤務時間外及び静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第 8 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日にあつては、金庫等に保管しておかなければならない。

2 公印は、公印管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製等)

第 7 条 公印の調製、改刻又は廃止は、当該公印の公印管守者が行うものとする。

(公印の届出)

第 8 条 公印管守者は、公印を調製し、又は改刻しようとするときは、様式第 1 号による公印調製（改刻）届を教育総務課長に提出しなければならない。

2 公印管守者は、公印を調製し、又は改刻したときは、使用開始前に、様式第 2 号による公印台帳を作成

し、教育総務課長に提出しなければならない。

- 3 公印管守者は、公印を廃止しようとするときは、様式第1号による公印廃止届を教育総務課長に提出しなければならない。

(公印の登録)

第9条 教育総務課長は、公印の現況を明らかにするため、教育総務課に公印台帳を備えておかなければならない。

- 2 教育総務課長は、前条第2項の規定により公印台帳の提出があったときは、当該公印の登録を行うものとする。
- 3 教育総務課長は、前条第3項の規定により公印廃止届の提出があったときは、当該公印の登録を抹消するものとする。
- 4 公印の登録及び登録の抹消は、公印台帳を加除することにより行う。
- 5 公印は、公印台帳に登録した後でなければ使用してはならない。

(公印の告示)

第10条 公印のうち、教育委員会印（以下「委員会印」という。）、教育長印及び教育長職務代理者印を調製し、若しくは改刻したとき、又は廃止するときは、その種類、印影、用途及び使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

(公印の廃棄)

第11条 公印管守者は、改刻し、又は廃止したため不用となった公印を、次の各号に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に定める期間保存し、かつ、当該期間を経過したものは、速やかに廃棄の手続きをとるとともに、その旨を教育総務課長に届け出なければならない。

- (1) 委員会印、教育長印及び教育長職務代理者印 3年
- (2) その他の公印 1年

(公印の使用)

第12条 公印を使用するときは、押印する文書に決裁文書（決裁を終えた文書をいう。以下同じ。）を添えて公印管守者又は公印取扱者に提示し、審査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会公文書管理規程第2条第9号に定める文書管理データベースを利用して決裁が行われた文書について公印を使用するときは、押印する文書を公印管守者又は公印取扱者に提示し、審査を受けなければならない。

(公印の事前押印)

第13条 証票、賞状等（以下「証票等」という。）で公印を事前に押印することが適当と認められるものについては、様式第3号による公印事前押印承認申請書を公印管守者に提出し、その承認を受けて、事前に押印することができる。

- 2 前項の規定により事前に押印した証票等については、様式第4号による公印事前押印文書受払台帳により、保管及び使用の状況を常に明らかにしておかなければならない。
- 3 公印管守者は、必要に応じて、前項の保管及び使用の状況を調査しなければならない。

(公印の印影の刷り込み)

第14条 証票等で特に必要があると認められるものについては、公印の印影を刷り込むことができる。この場合においては、あらかじめ、様式第3号による公印印影刷り込み承認申請書を公印管守者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により公印の印影を刷り込んだ証票等については、様式第4号による公印印影刷り込み文書受払台帳により、保管及び使用の状況を常に明らかにしておかなければならない。

3 公印管守者は、必要に応じて、前項の保管及び使用の状況を調査しなければならない。

(電子署名)

第15条 電子署名の実施の方法その他必要な事項は、企画部デジタル戦略課長、総務部法務文書課長又は教育総務課長が別に定める。

(委任)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、法務文書課長又は教育総務課長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

種類	寸法 (ミリメートル)	用途	公印管守者
庁印			
委員会印	方 45	一般文書事務用	教育総務課長
〃	〃	教育職員免許状用	〃
〃	方 25	一般文書事務用	〃
〃	〃	〃	教育事務所長
〃	方 18	身分証明書用	教育総務課長
課印	方 27	一般文書事務用	課長
教育事務所印	〃	〃	教育事務所長
中央図書館印	〃	〃	中央図書館長
総合教育センター印	〃	〃	総合教育センター所長
青少年の家印	〃	〃	青少年の家所長
少年自然の家印	〃	〃	少年自然の家所長
県立学校印	〃	〃	校長
県立学校印	方 60	卒業証書用	校長
職印			
教育長印	方 23	一般文書事務用	教育総務課長
教育長職務代理者印	〃	〃	〃
教育部長印	〃	〃	〃
課長印	方 21	〃	課長
教育事務所長印	〃	〃	教育事務所長
中央図書館長印	〃	〃	中央図書館長
総合教育センター所長印	〃	〃	総合教育センター所長
青少年の家所長印	〃	〃	青少年の家所長
少年自然の家所長印	〃	〃	少年自然の家所長
県立学校長印（分校用を除く。）	〃	〃	校長
県立学校長印（分校用に限る。）	〃	〃	校長が指名した者

様式第 1 号（第 8 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

公印調製（改刻、廃止）届

年 月 日

教育総務課長 様

所 属
公印管守者

次のとおり公印を調製（改刻、廃止）するので届け出ます。

登 録 番 号		
名 称		
用 途		
調 製（改 刻、廃 止）理 由		
使 用 開 始（廃 止）年 月 日		
印 影（旧）	印 影（ひ な 形）	

- （注） 1 登録番号 改刻、廃止の場合、現行の登録番号を記載すること。
- 2 名 称 印影の記載内容と同じとすること。
- 3 印影（ひな形） 調製、改刻の場合、記載すること。
- 4 字体は、印影がめいりょうで容易に読めるものとする。大和古篆^{てん}が望ましい。

様式第2号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公 印 台 帳

(印影)	登 録 番 号	
	公 印 の 名 称	
	公 印 管 守 者	
	使用開始年月日	年 月 日
	廃止、改刻による 使用停止年月日	年 月 日
調 製 (改 刻) 理 由		廃 止 理 由

様式第3号（第13条、第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公印事前押印（公印印影刷込み）承認申請書	
年 月 日	
公印管守者	様
所属長	
下記のとおり公印事前押印（公印印影刷込み）の承認を受けたいので、静岡県教育委員会公印規程第13条第1項(第14条第1項)の規定により申請します。	
記	
1	証票等の名称
2	事前押印(刷込み)を行う公印の名称
3	事前押印(刷込み)を行う証票等の枚数
4	事前押印(刷込み)を必要とする理由
年 月 日	
様	
公印管守者	
上記のことについて、承認します（承認できません）。	

（注） 公印事前押印文書（公印印影刷込み文書）の写しを添付すること。

様式第 4 号（第13条、第14条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

公印事前押印（公印印影刷込み）文書受払台帳

件名					
年月日	受	払	残	事務担当者印	備考
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

(件名)

静岡県教育委員会公文書管理規程及び静岡県教育委員会公印規程の制定

(教育総務課)

1 概 要

条例に基づき公文書を適正に管理するため、「静岡県教育委員会公文書管理規程」及び「静岡県教育委員会公印規程」を定める。また、新たな規程の制定に伴い、現行の「静岡県教育委員会文書管理規則」及び「静岡県教育委員会文書管理規程」を廃止する。

<経 緯>

「公文書管理法」は、地方公共団体に対し、保有文書を適正に管理するため、必要な施策の策定と実施を努力義務として定めている。県は、情報公開条例に公文書に関する規定を設け、適正な公文書管理を図ってきたが、森友学園への国有地売却に関する国の公文書が 1 年未満で廃棄された事例や、本県の逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会の提言「行政記録の在り方」など、これまで以上に公文書の適正管理が求められている。

こうした背景を踏まえ、より一層の公文書管理の適正化を図るため、公文書は県民共有の財産であり、県民の知る権利を尊重することを基本姿勢とした「静岡県公文書等の管理に関する条例（令和 7 年 4 月施行。以下「条例」）」が令和 6 年 3 月に制定された。

2 内 容

条例の規定に基づき、公文書に関する次の事項を規程で定める。

○条例第 13 条（公文書管理規程）

実施機関は、公文書の管理が第 5 条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する規程（以下「公文書管理規程」という。）を制定しなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理体制の整備に関する事項
- (7) 管理状況の報告に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

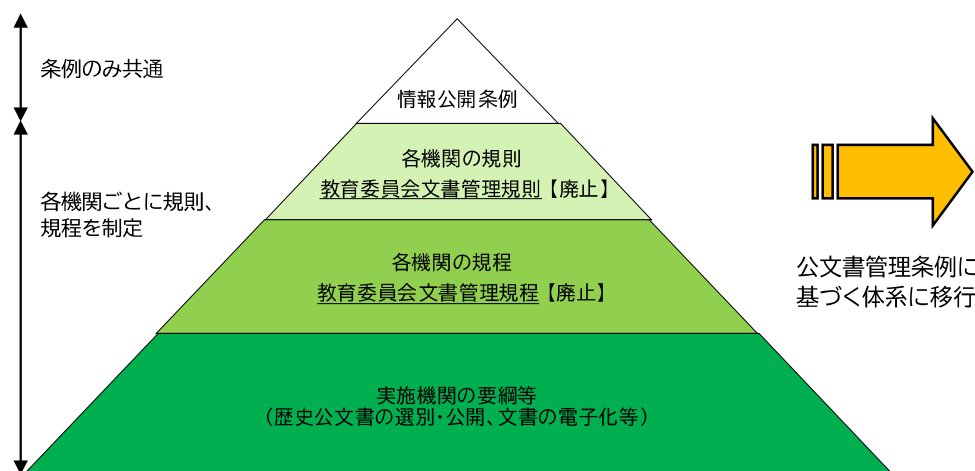
3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

<補足資料>

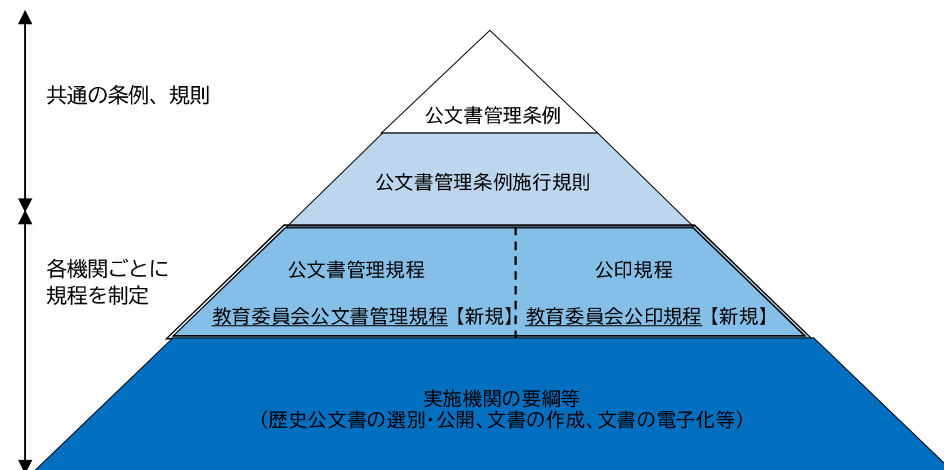
本県の公文書管理の体系

【令和6年度まで】



情報公開条例第32条（公文書の管理）の規定に基づき、知事部局や教育委員会、警察など各機関ごとに文書管理規則（基本的ルール）、文書管理規程（具体的事務処理）を制定し、公文書を管理

【令和7年度から】



公文書管理条例、公文書管理規則を各機関共通の基本的ルールとし、各機関ごとに公文書管理規程及び公印規程で具体的事務処理を定め、公文書を管理する体系に移行

<参考資料>

「公文書管理法」、「静岡県公文書等の管理に関する条例」、「静岡県教育委員会公文書管理規程」の関連

公文書管理法（平成 21 年 7 月公布、平成 23 年 4 月施行）

（第 34 条）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

<国における公文書管理に関する問題>

○森友学園（大阪府）への国有地売却に関する重要な公文書が 1 年未満で廃棄

<逢初川土石流災害への行政対応における問題>

○逢初川土石流災害に係る検証委員会からの提言（R4.5 行政記録のあり方）

- ・県管理の記録についても、一部記録性に欠けている部分があった。今後は、県民・市民の「知る権利」を保障する意味でも、記録性の向上に取り組むなどしてトレーサビリティ（追跡可能性）の向上に努め、常に検証可能なものとしていただきたい。

○逢初川土石流災害に係る県議会特別委員会からの提言（R5.2 行政記録のあり方）

- ・県民の知る権利を保障するという観点からも、公文書の範囲、保存のルールを徹底する必要がある。公文書に関する研修会を実施するなど、職員の意識改革を図るための取組を実施すべきである。

- ◆ これまで以上に公文書の適正管理が求められている。
- ◆ 公文書は県民共有の財産であり、県民の知る権利を尊重するという基本姿勢が必要

静岡県公文書等の管理に関する条例（令和 6 年 3 月公布、令和 7 年 4 月施行）

○目的

- ・公文書は、県民共有の財産として県民が主体的に利用し得るもの。
- ・公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正かつ効率的な管理と、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図る。
- ・県の事務・事業の適正かつ効率的な運営と、現在及び将来の県民への説明責務を全うする。

○職員の責務

- ・県民の知る権利を尊重すべきことに留意し、適切な公文書等の管理に取り組む。

条例第 13 条

実施機関は、公文書の管理が第 5 条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、**公文書の管理に関する規程**（以下「**公文書管理規程**」という。）を制定しなければならない。

静岡県教育委員会公文書管理規程及び静岡県教育委員会公印規程（令和 7 年 4 月）

第 41 号議案

静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則

静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 12 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月〇日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第〇号

静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則

静岡県教育委員会文書管理規則（平成13年教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会の職員が作成し、又は取得した文書等（廃止前の静岡県教育委員会文書管理規則（以下「旧規則」という。）第2条第3号に規定する文書等をいう。）については、旧規則第20条の規定を除き、なお従前の例による。

(件名)

静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則の制定

(教育総務課)

1 要旨

「静岡県教育委員会公文書管理規程」及び「静岡県教育委員会公印規程」の制定に伴い、現行の「静岡県教育委員会文書管理規則」を廃止するため、「静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則」を制定する。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

第 42 号議案

静岡県教育職員免許状再授与審査会規則の制定

静岡県教育職員免許状再授与審査会規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 12 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 42 号議案 概要>

静岡県教育職員免許状再授与審査会規則の制定

1 概要及び制定理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下、法）」により、特定免許状失効者等(※)に対し、教育職員免許状を再び授与する場合において、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下、審査会)の意見を聴く必要があり、審査会は都道府県教育委員会に置くこととされている。

審査会の設置に関し、同法施行規則（以下、省令）に定めのない事項について、省令第 6 条に基づき規則を制定するもの。

(※) 児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者

2 主な内容

- (1) 審査会の組織に関すること。
- (2) 委員の構成等に関すること。
- (3) 会議の運営に関すること。
- (4) 参考人への意見聴取に関すること。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

<参考> 省令において定められている内容及び県規則において定める内容

組織に関すること				運営に関すること			
	内容	国	県		内容	国	県
委員の任命	都道府県教育委員会	○		会の代表	会長(会長は委員の互選により専任)	○	
委員の任期	2 年(再任可)	○		会の招集	会長		4 条
委員の人数	5 人以内		2 条	定足数	委員の過半数の出席	○	
委員の構成	・ 医療、心理、福祉、 法律又は教育の専門的 な知識経験を有する者		3 条	議決方法	再授与を「可」とする場合は、原則 として出席委員の全員一致	○	
	・ その他静岡県教育委 員会が適当と認める者			利害関係者	議事と利害関係を有する委員は 参加不可		4 条
委員の義務	守秘義務		3 条	会議の公開	非公開		4 条
				参考人	委員以外の者への意見聴取可		5 条

静岡県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第〇号

静岡県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、静岡県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は次に掲げる者とする。

- (1) 医療、心理、福祉、法律又は教育に関する専門的な知識経験を有する者
- (2) その他静岡県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。この場合において、議決に加わることができない委員の数は、省令第5条第2項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

(参考人)

第5条 審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、教育委員会義務教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第23回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	第 2 期静岡県教育委員会障害者活躍推進計画の策定	P1
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P8
配付 報告 2	静岡県教育委員会公文書管理規程の制定に伴う教育委員会規則の一部改正	P12

第 2 期静岡県教育委員会障害者活躍推進計画の策定

(教育総務課)

1 要旨

令和 2 年度に策定した「静岡県教育委員会障害者活躍推進計画」（以下「推進計画」という。）が、今年度末で終了するため、第 2 期（令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間）の推進計画を策定する。

2 計画概要

(1) 現行計画（令和 2 年度から令和 6 年度まで）

- ・令和 6 年度中において、現行計画における雇用率 2.5%※達成の見込み
※静岡労働局に提出した採用計画書（R5.1.1～R6.12.31）の目標雇用率
＜現行計画期間の雇用率＞

年度	令和 2 年 6 月 1 日	令和 6 年 6 月 1 日	令和 6 年 12 月 31 日 (速報値)	令和 7 年 3 月 31 日 (見込み)
障害のある職員数	210 人	289 人	309 人	313 人
障害者雇用率	1.74%	2.32%	2.46%	2.50%
法定雇用率	2.40%	2.70%		

(2) 次期計画（令和 7 年度から令和 11 年度まで）

＜主な取組内容＞

ア 採用に関する目標

計画期間内に法定雇用率以上の雇用を確保

- ・令和 8 年 6 月 1 日に 2.70%、令和 9 年 6 月 1 日に引き上げられる法定雇用率 2.90% を達成できる雇用を確保
- ・新たな職の選定・創出【新規】
(高校実習助手 3 人、小中スクール・サポート・スタッフ 33 人、総務事務集約化に伴う事務補助 11 人)
- ・障害者向け教育職場紹介リーフレットによる広報【新規】※静岡労働局等と連携
- ・教員採用試験における障害者特別選考（教員、行政、小中事務）の実施【継続】

イ 定着に関する目標

採用後 1 年以内の不本意な理由による離職者 0 人

- ・令和 2 年度 1 人（その他の年度は 0 人）
- ・障害者職業相談員の全校配置、教職員向け行動マニュアルの周知徹底【継続】

ウ 満足度に関する目標

毎年、前年の数値を上回る

- ・令和 2 年度（89.9%）、令和 4 年度（86.7%）、令和 5 年度（89.7%）
- ・満足度調査や障害者理解を深める研修の実施【継続】

エ 就労支援機関等との連携

- ・静岡労働局や障害者就業・生活支援センター等就労支援機関等との連携強化【新規】

オ 事務局の推進体制

- ・障害者雇用推進チームに教育 D X 推進課長を追加【新規】
- ・障害者雇用推進会議の運営見直し【新規】

3 今後の予定

- ・第 2 期静岡県教育委員会障害者活躍推進計画公表予定（3 月下旬）
※知事部局と同日に公表する。

静岡県教育委員会障害者活躍推進計画 《第2期》

令和7年4月

静岡県教育委員会

対象職員の範囲	静岡県教育委員会事務局、県立学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員並びに市町立学校に勤務する県費負担教職員
障害者の範囲	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号の障害者 ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。） ・心身の機能の障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者

1 障害者雇用に関する課題

- ・静岡県教育委員会では、障害のある人を対象とした教職員採用試験の実施や障害のある教職員が働きやすい環境づくりに取り組み、障害者の積極的な雇用に努めてきました。
- ・しかし、令和6年6月1日時点の障害者雇用率は2.32%で、法定雇用率2.7%を下回る状況となっており、法定雇用率の達成に向けて、障害のある教職員の職務の選定や創出を一層進める必要があります。
- ・また、職場や仕事に対してギャップを感じることなく長く定着し活躍するためには、必要な施設等の整備に加え、定期的な面談の実施による状況の把握や各種研修の実施などにより、障害のある教職員を含む全ての教職員にとって働きやすい職場環境の実現に向けた取組を進めることが必要であると考えています。

区分	R4. 6. 1 時点	R5. 6. 1 時点	R6. 6. 1 時点
障害者雇用率	1.83 %	2.06 %	2.32 %
教育職員	1.18 %	1.22 %	1.28 %
事務職員	8.03 %	9.70 %	11.82 %

2 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

3 目標

（1）採用に関する目標

○計画期間内に法定雇用率以上の雇用を確保します。

目標値：法定雇用率以上（令和7年度現在の法定雇用率 2.7% 令和8年7月から 2.9%）（参考）令和6年6月1日時点の雇用率 2.32%

（2）定着に関する目標

○不本意な離職者を極力生じさせないように努めます。

目標値：採用後1年以内の不本意な理由による離職者0人

（3）満足度合に関する目標

○仕事や職場に対する満足度の向上を図ります。

目標値：毎年、前年の数値を上回る

4 取組内容

(1) 障害のある教職員の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用推進者として教育部長を選任します。
- 障害者雇用推進者の教育部長、人事主管課の課長等を構成員とする障害者雇用推進会議を置き、本計画の実施状況の把握・点検を行います。
- 教育総務課長を長とする、教育総務課担当及び学校3課担当による障害者雇用推進プロジェクトチームを置きます。

体 制	構 成
障害者雇用推進者	教育部長
障害者雇用推進会議 構成員	教育監 教育部理事(政策管理担当) 教育部参事(学校教育担当) 教育総務課長 教育D X推進課長 教育施設課長 義務教育課長・人事監 高校教育課長・人事監 特別支援教育課長・人事監
障害者雇用推進 プロジェクトチーム	教育総務課長 教育総務課担当 学校3課担当

- 障害のある教職員の職業生活全般をサポートするため、事業所単位ごとに障害者職業生活相談員を配置し、日常的な相談や指導、支援を行います。

事業所単位	配置所属
事務局（本庁）	教育総務課
各現地機関・各県立学校	各所属
小中学校（静東管内）	静東教育事務所
小中学校（静西管内）	静西教育事務所

- 障害者雇用の関係機関（厚生労働省障害者雇用対策課、静岡労働局、公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）と連携し、障害者雇用率達成に向けた取組内容及び障害者の支援状況を共有する。

イ 人材面

- 障害者職業生活相談員（選任予定の者を含む。）については、厚生労働省が実施する障害者職業生活相談員資格認定講習を計画的に受講させ、相談員としての資質向上に努めます。
- 障害のある教職員と身近に接する同僚や上司を対象に、「公的機関における障害者への合理的配慮事例集」や「公務部門における障害者雇用マニュアル」を周知するほか、静岡労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（e-ラーニングを含む。）」の受講勧奨を実施し、障害に応じて適切に対応する知識の習得など障害に関する理解を深め、合理的配慮に努めます。

（２）障害のある教職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障害のある教職員が活躍できる職務の選定及び創出について、随時検討し、これまでの業務範囲に限らず、広く職務の検討を行い柔軟に対応する。また、各個人の就労の状況を適切に把握し、多様な業務を経験できるような配置についても検討する。【教育総務課・人事主管課】
- 新規採用（任用）や人事異動のあったとき又は定期的に、面談、上司等の職場の同僚から聞き取りを行う等、業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。【各所属】

（３）障害のある教職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

- 障害のある教職員の希望に応じて、周囲の教職員に個々の障害の特性を周知し、障害のある教職員が安心して働くことができるよう努める。【各所属】
- 「障害者職業生活相談員」への相談体制の周知に努め、障害のある教職員が安心して働くことができる体制を確立する。【各所属】
- 個々の障害の特性に応じて、施設の環境整備や就労支援機器の購入を検討する。【各所属】
- 個々の障害の特性に応じて、作業マニュアルの作成や、作業手順の簡素化や見直しを行う。【各所属】
- 管理職は、障害のある教職員と定期的な面談や声掛けを行い、必要な配慮や体調を把握し、継続的に必要な措置を講じる。【各所属】
- 管理職は、必要に応じて、障害者就労支援機関等と連携し支援体制を整える。【各所属】
- 上記の措置等を講じるに当たっては、障害のある教職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。【各所属】
- 各所属において「教職員向け行動マニュアル」を活用し、障害に関する理解を深め、障害のある教職員が安心して働くことができる環境を整備する。【各所属】

- 市町教育委員会が管理する小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する障害のある県費負担教職員について、市町教育委員会との連携を密にして、個々の障害の特性に合わせた合理的配慮が実施できるよう支援する。【義務教育課・教育事務所】

イ 募集・採用

- 大学生を対象としたインターンシップの中で障害のある学生の受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行う。【各所属】
- 教員採用試験の障害者特別選考について一層の周知に努め、応募者を増やすための広報に積極的に取り組む。【教育総務課・人事主管課】
- 各種採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、必要な合理的配慮を行う。【人事主管課】
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。【人事主管課】
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する
- 会計年度任用職員の選考に当たり、必要に応じて、職場見学、職場体験期間を設けるなど、障害者と業務の適切なマッチングを行う。【各所属】

ウ 働き方

- 在宅勤務や時差勤務の活用、本人の希望に応じた短時間労働による就業を可能な範囲で促進する。【各所属】
- 時間単位の年次休暇や特別休暇などの各種休暇・休業制度の利用を促進する。【各所属】

エ キャリア形成

- 研修の実施に当たり、受講を希望する教職員の個々の障害の特性にあった情報保障を提供するなど、受講しやすい環境づくりに努める。【各所属】
- 人事評価に基づく業務目標の設定等に当たっては、業務実績やその能力等も踏まえ、人事評価制度の留意事項等に基づき、適切に対応する。【各所属】
- 会計年度任用職員や臨時的任用職員などの期間雇用の職員は、人事評価を実施する過程で、本人の中長期的なキャリア形成に関する希望を把握し、その内容や各職種で求められる技能等を踏まえた職務選定に努める。【各所属】

オ 人事管理

- 障害のある教職員からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう合理的配慮を行う。【各所属】
- 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。【各所属】
- 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。【各所属】

（４）その他

- 「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達に関する調達方針」に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。【各所属】

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 6 年度第 4 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 7 年 3 月 3 日に、今年度、第 4 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 6 年 11 月 11 日から令和 7 年 1 月 29 日までに実施した実施した県立学校及び財政的援助団体の定期監査（書面監査）についての報告で、教育委員会については、県立学校 37 所属のうち 1 件の注意が付され、財政的援助団体に注意はなかった。

(1) 定期監査

<注意 1 件>

監査箇所		指 摘 事 項 等
富士宮北高等学校 (※機関名は非公表)	件名	教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生
	内容	県立高等学校の教諭は、令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月にかけて、授業中、居眠りをしている生徒を起こすために、複数回、複数の生徒に対して指で額を弾く、頭頂部を軽く叩く、口にチョークを入れる等の行為を行った。 また、同校の別の教諭は、顧問を務める部活動の指導において、体罰事案を起こした。

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和 7 年 6 月 2 日までに監査委員へ報告する。

監査第 111 号 - 2
令和 7 年 3 月 3 日

静岡県教育委員会教育長
池 上 重 弘 様

静岡県監査委員
山 下 和 俊

静岡県監査委員
松 本 早 巳

静岡県監査委員
良 知 淳 行

静岡県監査委員
阿 部 卓 也

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 11 日から令和 7 年 1 月 29 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和6年11月11日から令和7年1月29日までに実施した出先機関及び財政的援助団体等に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

財政的援助団体等に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどの視点から監査を実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 機関名を特定しないで定期監査の結果を報告するもの（監査結果の概要は別表のとおり）

(1) 教育委員会事務局の出先機関、機関名は非公表

ア 監査結果

(7) 行政監査 注意 教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生

2 監査結果がない機関

- (1) 熱海高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (2) 伊豆中央高等学校（監査実施日 令和6年11月19日）
- (3) 三島長陵高等学校（監査実施日 令和6年12月18日）
- (4) 裾野高等学校（監査実施日 令和6年12月10日）
- (5) 吉原工業高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (6) 富士東高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (7) 富士宮北高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (8) 静岡城北高等学校（監査実施日 令和6年11月26日）
- (9) 静岡農業高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (10) 焼津中央高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (11) 藤枝西高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (12) 島田高等学校（監査実施日 令和6年11月27日）
- (13) 島田工業高等学校（監査実施日 令和6年11月13日）
- (14) 島田商業高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (15) 横須賀高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (16) 小笠高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (17) 天竜高等学校（監査実施日 令和6年11月21日）

- (18) 浜松北高等学校（監査実施日 令和6年12月3日）
- (19) 浜松南高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (20) 浜松東高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (21) 浜松大平台高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (22) 浜松城北工業高等学校（監査実施日 令和6年11月11日）
- (23) 浜松商業高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (24) 浜北西高等学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (25) 浜松湖北高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (26) 湖西高等学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (27) 沼津視覚特別支援学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (28) 静岡聴覚特別支援学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (29) 伊豆の国特別支援学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (30) 富士特別支援学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (31) 清水特別支援学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (32) 藤枝特別支援学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (33) 袋井特別支援学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (34) 浜名特別支援学校（監査実施日 令和6年12月20日）
- (35) 東部特別支援学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (36) 中央特別支援学校（監査実施日 令和7年1月29日）
- (37) 天竜特別支援学校（監査実施日 令和6年11月21日）

第3 財政的援助団体等監査の結果

1 監査結果がある団体 該当なし

2 監査結果がない団体

- (1) 三ヶ日フィールドパートナーズ（監査実施日 令和7年1月29日）

(別表) 監査結果の概要

監査箇所	区分	概要	
		件名	教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生
教育委員会事務局の出先機関 (機関名は非公表)	注意	内容	県立高等学校の教諭は、令和5年4月から令和5年9月にかけて、授業中、居眠りをしている生徒を起こすために、複数回、複数の生徒に対して指で額を弾く、頭頂部を軽く叩く、口にチョークを入れる等の行為を行った。 また、同校の別の教諭は、顧問を務める部活動の指導において、体罰事案を起こした。

(件 名)

静岡県教育委員会公文書管理規程の制定に伴う教育委員会規則の一部改正

(教育総務課)

1 概要

適正な公文書管理を推進するため制定された「静岡県公文書等の管理に関する条例」が、令和 7 年 4 月 1 日に施行される。当該条例の施行に当たり、現行の「静岡県教育委員会文書管理規程」（以下「旧規程」という。）を廃止し、新たに「静岡県教育委員会公文書管理規程」（以下「新規程」という。）を制定することとなった。

このことに伴い、廃止される旧規程を引用している「静岡県立学校管理規則」（以下「規則」という。）を改正する。

2 改正内容

- ・規則第 1 条の 2 において、旧規程の別表第 1 を引用している。
- ・旧規程における別表第 1 の内容は、新規程における別表第 3 にそのまま引き継がれる。

以上より、次のとおり改正する。

改正前	改正後
(学校番号) 第 1 条の 2 学校番号は、 <u>静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第 2 号）別表第 1</u> の番号とする。	(学校番号) 第 1 条の 2 学校番号は、 <u>静岡県教育委員会公文書管理規程（令和 7 年静岡県教育委員会訓令甲第〇号）別表第 3</u> の番号とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

<参考>

「静岡県立学校管理規則」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に基づき、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の管理運営に関する基本的事項について定めたものである。

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月〇日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校番号) 第 1 条の 2 学校番号は、静岡県教育委員会文書 管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第 2 号）別表第 1 の番号とする。	(学校番号) 第 1 条の 2 学校番号は、静岡県教育委員会公文 書管理規程（令和 7 年静岡県教育委員会訓令甲 第〇号）別表第 3 の番号とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。